

袖ヶ浦市みんなが輝く
協働のまちづくり条例解説

平成29年10月
袖ヶ浦市

目 次

前 文.....	1
第 1 条（目的）	3
第 2 条（定義）	3
第 3 条（基本理念）	6
第 4 条（市民の役割）	8
第 5 条（地縁団体の役割）	9
第 6 条（市民活動団体の役割）	10
第 7 条（事業者の役割）	11
第 8 条（市の責務）	12
第 9 条（情報の共有等）	14
第 10 条（計画等策定への参画）	16
第 11 条（担い手づくり）	16
第 12 条（拠点づくり）	17
第 13 条（補助金の交付等による支援）	18
第 14 条（協働のまちづくりに関する提案等）	19
第 15 条（地域まちづくり協議会）	20
第 16 条（協働のまちづくり推進計画）	21
第 17 条（協働のまちづくり推進委員会）	22
第 18 条（推進本部）	24
第 19 条（委任）	24
附 則.....	25

袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例の解説

前文

私たちのまち袖ヶ浦の名は、古事記に記された弟橘媛の伝説に由来し、それぞれの時代に、この地で暮らした人々の歴史や文化が息づいており、今日まで私たちに受け継がれてきました。

袖ヶ浦市は、かつて養殖海苔を主とした漁業が盛んに行われていましたが、昭和40年代に始まった東京湾の埋立てを転機に、海岸線は国内有数の工業地帯に変貌し、多くの人々が全国から移り住みました。また、内陸部に優良な田園地帯が広がり、豊かな緑と自然にあふれ、これからも東京湾アクアラインなど交通の要衝として、更なる発展が期待されています。

社会は、時代とともに常に変化しています。私たちの暮らしは物質的に豊かになりましたが、個々の価値観の多様化や少子高齢化が進むにつれて、地域における人と人とのつながりが薄れ、私たち市民のニーズは一層複雑に、そして多様になりました。

私たちのまちづくりの在り方も、こうした変化に対応していくことが求められます。

地域社会が様々な課題を抱える中で、誰もが住みやすいまちをつくるためには、私たちみんなが知恵を出し合い、積極的にまちづくりに参加し、連携していく必要があります。そして、市民、地域コミュニティと市がまちづくりの目標に向けて協働していくことで、袖ヶ浦市の持ち味を活かした、私たちの想いに沿ったまちづくりが進められると考えます。

私たちは、まちづくりを自らの手で進めることによって、子どもからお年寄りまでいきいきと輝き、ふれあい、支え合う住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は、この条例を制定する背景を示すとともに、条例の目的、理念等をより明確にするため設けています。

【解説】

前文は、協働によるまちづくりが必要とされる背景と、今後のまちづくりの在り方や将来の目指す姿などを平易な文章で記述しています。前文は、具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈に当たり基準としての意味を持つものです。

本市では、これまでも環境や福祉、防災、防犯、生涯学習などの様々な分野において、市民や地域コミュニティにより活発な活動が行われてきました。また、市では、市民や地域コミュニティの活動を支援し、更に進展させるため、協働事業提案制度の実施やまちづくり講座の開催、市民活動情報サイトの運用など、協働を推進するための施策に取り組んでいます。

現在、価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、地域社会の連帯感が希薄となり、地域コミュニティに参加しない、あるいは関心を持たない人が増加する傾向にあります。担い手の不足により地域コミュニティの活力が低下する一方で、市民のニーズは複雑化、多様化していることから、地域コミュニティだけ、あるいは市だけでは解決することが困難な地域課題が生じています。

このような状況にあって、誰もが住みやすいまちをつくるためには、市民の方々に地域コミュニティに参加していただき、地域コミュニティはそれぞれの持ち味を活かし、連携して地域の課題に取り組むことが必要になります。また、地域コミュニティと市が協働することで、それぞれの地域の特性を活かしながら、まちづくりを効率的かつ効果的に進めることが求められています。

こうした「地域コミュニティへの市民の参加」、「地域コミュニティ相互の連携」、「地域コミュニティと市の協働」によって、本市のまちづくりを「誰かが」ではなく「みんな」で進めていくため、基本となる理念や各主体の役割と責務、基本的な仕組み等について、条例により明文化するものです。

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの推進に関する基本理念及び基本となる事項を定めるとともに、まちづくりの主体となるものの役割及び責務を明らかにすることにより、地域コミュニティの活性化及び協働の推進を図り、もって活力に満ちた共に支え合う住みやすいまちをつくることを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的を明らかにするもので、条例の解釈や運用の指針となるものです。

【解説】

この条例を制定する目的は、市民、地域コミュニティと市が、地域コミュニティの活性化と協働の推進を図ることによって、「活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち」をつくることにあります。

そのために、この条例では、協働によるまちづくりを推進するための基本理念や基本となる事項を定めるとともに、まちづくりの各主体の役割と責務を明らかにしています。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地縁団体 自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。
- (3) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をい

う。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(5) 地域コミュニティ 地域における地縁団体、市民活動団体及び事業者をいう。

(6) 市 市長その他の市の執行機関をいう。

(7) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。

(8) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で使用されている用語について、その意義を明確にし、解釈に疑義が生じないように定義しています。

【解説】

<第1号>

第1号では、「市民」について定義しています。

この条例では、市内に居住している住民のほか、市内に通勤や通学している方も、「市民」に含めています。

本市においてまちづくりに関わり、地域コミュニティに参加していただける方を幅広く、市民として含めるものです。

<第2号>

第2号では、「地縁団体」について定義しています。

「地縁」とは、居住している土地に基づいてできる縁故関係を意味しており、その地域に居住している住民を主体に形成され、地域的な共同活動を行っている団体です。

具体的には、区や自治会をはじめ、子ども会、PTA、シニアクラブ等の団体のほか、地域の住民から選出されている制度ボランティア（民生委員、青少年相談員、防犯指導員、消防団等）などが該当します。

<第3号>

第3号では、「市民活動団体」について定義しています。

「市民活動団体」は、地縁に捉われることなく共通の関心や分野（テーマ）により自主的に形成された団体で、NPO、ボランティア団体等が該当します。また、法人格の有無は関係なく、サークル等の団体も、まちづくりに関わるものは市民活動団体に含むものとします。

<第4号>

第4号では、「事業者」について定義しています。

「事業者」には、市内において営利活動を行う者のほか、社会福祉法人、医療法人、学校法人、商工会、農業協同組合等の市内で活動する法人を含みます。

事業者についても、地域社会において、地域の活性化やまちづくりへの寄与が期待されるものです。

<第5号>

第5号では、「地域コミュニティ」について定義しています。

地域において、まちづくりに取り組むことが期待されている団体などを幅広く「地域コミュニティ」としており、地縁団体、市民活動団体、事業者を総称します。

また、協働のパートナーとしても期待されるものです。

<第6号>

第6号では、「市」について定義しています。

この条例における「市」は、市長その他の市の執行機関をいい、一般に「行政」と言われるものです。

市長以外の執行機関については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定されています。執行機関は、自らの判断と責任において担当する行政事務を執行できるもので、それぞれ担当する分野において協働によるまちづくりを推進します。

<第7号>

第7号では、「協働」について定義しています。

「協働」は、地域コミュニティと市が、共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚した上で、相互の自主性と主体性を尊重しながら協力・連携することをいいます。

<第8号>

第8号では、「まちづくり」について定義しています。

この条例における「まちづくり」は、地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいいますが、これまでも地域コミュニティによって様々な「まちづくり」が実践されてきました。

具体的には、市内の各地域において、自主防災訓練、防犯パトロール、高齢者の生活支援、登下校時の児童生徒の見守り、花の植栽等の環境美化、伝統や文化の継承等、様々な分野で地域コミュニティによるまちづくりが展開されています。

この条例では、こうしたまちづくりを協働により一層推進していくことで、「活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち」をつくろうとするものです。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 市民、地域コミュニティ及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民の地域コミュニティへの参加の促進 地域コミュニティ及び市は、市民が地域コミュニティに参加しやすい環境をつくること。
- (2) 地域コミュニティの連携の促進 地域コミュニティは、それぞれの持ち味を活かし、相互に連携すること。
- (3) 地域コミュニティと市の協働の推進 地域コミュニティ及び市は、互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民、地域コミュニティ及び市が共有する基本理念について規定しています。

【解説】

<第1号>

第1号では、市民の地域コミュニティへの参加の促進を基本理念の一つに掲げています。

協働によるまちづくりを推進するには、地域コミュニティの活性化が不可欠であり、そのためには、地域コミュニティの活動を支える市民の参加が最も基本になります。

このため、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを最初に掲げるものです。

<第2号>

第2号では、地域コミュニティの連携の促進を基本理念の一つに掲げています。

価値観の多様化や少子高齢化の進行等により、市民のニーズは複雑化、多様化しており、一方で、地域コミュニティの活力は担い手の不足などにより低下する傾向にあります。

地域コミュニティを構成する個々の団体は、地域における課題を解決するため自主的に活動を行っていますが、一つの団体だけでは活動人員や資金、ノウハウの不足などにより、対応できる範囲が限られてきます。

そのため、地域コミュニティを構成する多様な団体が、それぞれができることを持ち寄り、連携して取り組むことで、効率的かつ効果的にまちづくりを進めていくことを基本とするものです。

<第3号>

第3号では、地域コミュニティと市の協働の推進を基本理念の一つに掲げています。

市民のニーズが複雑化、多様化していることに伴い、地域コミュニティだけ、あるいは市だけでは解決することが難しい地域の課題が生じて

います。

こうした地域の課題を解決するには、協働を一層推進していくことが必要になりますが、お互いに役割と責任を求め合うだけでは、まちづくりは進展しません。

協働については、前条第7号に定義がありますが、地域コミュニティと市が互いの特性や立場を尊重し、適切な役割分担の下で取り組むことを協働によるまちづくりの基本とするものです。

なお、適切な役割分担については、地域社会の変化や地域の特性・状況により異なることを踏まえ、検討する必要があります。

第4条（市民の役割）

（市民の役割）

第4条 市民は、地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるよう努めるものとする。

2 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民の役割について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、市民は、自主的かつ主体的に地域コミュニティに参加し、地域コミュニティの活動を通じて、まちづくりに関わりを持つように努めることを定めています。

地域コミュニティの活動を支えているのは個々の市民であり、地域コミュニティの活性化を図るためには、市民の参加が不可欠です。

また、地域コミュニティの活動を通じて、市民相互の交流が促進され、地域における連帯感の醸成につながります。

<第2項関係>

第2項では、市民は、まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努めることを定めています。

地域コミュニティの活動を支えている市民は、まちづくりの最も基本的な担い手といえます。市民が自主的かつ主体的に地域コミュニティに参加するには、まちづくりへの理解を深め、当事者として意識を高めていただくことが重要になります。

なお、地域コミュニティへの参加は、個々の市民の自由な意思により決定するもので、強制されるものではありませんが、本項の趣旨により自主的かつ主体的な参加をいただきたいと考えるものです。

第5条（地縁団体の役割）

（地縁団体の役割）

第5条 地縁団体は、自らの地域における情報を収集し、課題を把握するとともに、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体は、自らの地域における住民相互の交流及び連携を促進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、地縁団体の役割について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、地縁団体は、その地域の住民を主体に構成された地域に最も身近な存在であり、地域のことを熟知し、地域のまちづくりに当たって中心的な役割を果たしていることから、地域の特性や住民の要望・提案などの情報を収集して、地域における課題を把握し、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、自らの地域の特性を活かしたま

ちづくりに取り組むように努めることを定めています。

これによって、地域の実情に応じた住みやすいまちづくりを効率的かつ効果的に推進しようとするものです。

<第2項関係>

第2項では、地縁団体は、住民相互の交流や連携の促進に努めることを定めています。

地域の住民のつながりが深まることにより、住民の参加が促進され、地縁団体の活性化に寄与し、「活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち」につながるものです。

第6条（市民活動団体の役割）

（市民活動団体の役割）

第6条 市民活動団体は、その活動する分野における知識、専門性等を活かし、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民に対し、その活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が理解されるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民活動団体の役割について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、市民活動団体は公益的な活動を行っており、その活動する分野において高い専門性、先駆性、柔軟性等を有していることから、それらを活かして、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりに取り組むように努めることを定めています。

市民活動団体は、地縁に捉われることなく特定の分野で活動を展開し

ているため、これまでは、地縁団体や異なる分野の市民活動団体との連携が十分とはいえませんでした。

しかしながら、複雑化、多様化する市民のニーズに対応していくためには、高い専門性等を有する市民活動団体が、他の地域コミュニティと連携し、又は市と協働して、まちづくりを推進することが重要になります。

<第2項関係>

第2項では、市民活動団体は、市民に対し、活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、自らの活動内容への理解を得られるように努めることを定めています。

市民活動団体が、その活動を継続していくためには、広く市民の理解と参加を得ることが必要です。そのためには、自らの得意分野等でまちづくりに関わりたいと望む市民に対し、自己実現の場として活動への参加の機会を提供するとともに、広報活動等を通じて、その活動内容が広く市民に理解されるように努めることが求められます。

第7条（事業者の役割）

（事業者の役割）

第7条 事業者は、地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化及びまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、事業者の役割について規定しています。

【解説】

事業者は、物やサービスの提供、雇用等を通じて社会的な使命を果たしていますが、本条では、地域社会との連携を深め、事業活動の特性や専門性等を活かして、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努め

ることを定めています。

具体的には、地域の活動に従業員等が直接的に参加するほか、イベント開催等への協力、地域コミュニティの活動に対する資金や機材、スペースの提供等の社会的貢献が期待されるものです。

第8条（市の責務）

（市の責務）

第8条 市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想及び計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進するものとする。

2 市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援するものとする。

3 市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備に努めるとともに、協働に当たっては、第3条の基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担するものとする。

4 市は、市の職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識及び技能を習得させるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市の責務について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想や計画を示し、総合的かつ計画的に各種の施策を推進することを定めています。

協働によるまちづくりは、地域コミュニティと市が協働し、各施策分野を横断して進めることとなります。

市は、本市のまちづくりに関する基本的な構想や計画を示すことで市民や地域コミュニティと目標、目的等を共有し、施策を総合的かつ計画

的に推進することによって、各施策分野における取組等が各々で異なる方向性にならないようにするものです。

「基本的な構想及び計画」は、現時点において、基本構想や基本計画のほか、男女共同参画計画、地域防災計画、地域福祉計画、環境基本計画、産業振興ビジョン、都市計画マスタープラン、教育ビジョン等の各施策分野における基本的な方向性や取組を示す計画が該当します。

なお、上記の基本的な構想や計画のほか、より具体的な実施手順などを定める実施計画や実行計画等についても、広く市民に周知していきます。

<第2項関係>

第2項では、市は、地域における情報を収集し、地域コミュニティを活性化するための施策を推進すること、また、地域コミュニティによるまちづくりを支援することを定めています。

地域コミュニティの活性化を図るには、市民の参加が不可欠であることから、市民相互の交流の促進、意識啓発、担い手の育成等の施策を推進していきます。

また、地域コミュニティによるまちづくりに対する支援は、第11条から第14条までに規定していますが、この条例に基づく更に具体的な仕組みや取組については、第16条の「協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画」の中で市民参画の下、検討していきます。

<第3項関係>

第3項では、市は、協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境整備と、協働に当たって、適切に役割と責任を分担することを定めています。

協働によるまちづくりを円滑に推進するための環境の整備については、前項と同様に第11条から第14条までに規定しています。また、この条例に基づく更に具体的な仕組みや取組についても、同様に第16条の「協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画」の中で市

民参画の下、検討していきます。

また、協働によるまちづくりの推進に当たっては、第3条の基本理念で「互いの特性及び立場を尊重し、適切な役割分担の下で協働すること」を規定しています。

市の側で役割分担を決定して事業を実施することがないように、「基本理念を踏まえ適切に役割及び責任を分担する」ことを、市の責務として明確にしておくものです。

<第4項関係>

第4項では、市は、市職員の協働によるまちづくりに関する理解を促進し、知識や技能の習得を図ることを定めています。

協働によるまちづくりを推進するためには、地域コミュニティと直接的に接する市職員が、協働についての理解を深め、必要な知識や技能を習得し、積極的に取り組むことが重要になります。

具体的には、市職員に向けた協働に関する手引きの作成や研修等を行っていますが、今後も継続的に市職員の育成を図るものとします。

第9条（情報の共有等）

（情報の共有等）

第9条 市は、市政及びまちづくりに関する情報を分かりやすく市民及び地域コミュニティに提供することにより、情報の共有に努めるものとする。

2 地域コミュニティは、その活動内容に関する情報を広く発信することにより、情報の共有に努めるものとする。

3 市は、前項に規定する地域コミュニティが行う情報の発信を支援するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりを推進するための前提となる情報の共有等について規定しています。

【解説】

市民の地域コミュニティへの参加と地域コミュニティ相互の連携を促進し、協働によるまちづくりを円滑に推進するためには、それぞれが持つ情報を互いに提供し、共有していくことが必要になります。

<第1項関係>

第1項では、市が行う情報共有の取組として、市政及びまちづくりに関する情報について、市民や地域コミュニティへの提供に努めることを定めています。

市は、市政情報のほか、地域のまちづくりの活動等についても情報を把握し、保有しています。こうした情報を分かりやすく提供することで、市全体の情勢、市の施策と取組状況、地域における課題等を市民や地域コミュニティと共有しながら、協働によるまちづくりを推進するものとします。

<第2項関係>

第2項では、地域コミュニティが行う情報共有の取組として、その活動内容に関する情報の発信に努めることを定めています。

地域コミュニティは、情報を積極的に発信することで、自らの活動への理解や社会的評価につながり、市民の参加や他の地域コミュニティと連携する機会が広がります。また、市にとっても、協働のパートナーとして認識することができ、活動への理解が進むことになります。

<第3項関係>

第3項では、地域コミュニティが行う情報の発信に対し、市は支援に努めることを定めています。

地域コミュニティは、独自に情報発信を行っていますが、市では、こうした情報を分野別に集約するなどして、市民や他の地域コミュニティが容易に情報を入手できるように支援するものとします。

現在、市では市民活動情報サイトを運用していますが、今後は、同サイトのリニューアルやSNS等を活用した情報発信の支援についても検

討していきます。

第 10 条（計画等策定への参画）

（計画等策定への参画）

第 10 条 市は、第 8 条第 1 項の基本的な構想及び計画を策定するときは、その過程において市民が参画する機会を設けるものとする。

【趣旨】

本条は、まちづくりに関する基本的な構想及び計画の策定過程における市民の参画について規定しています。

【解説】

市は、第 8 条第 1 項の基本的な構想や計画の策定に当たっては、市民参画の機会を設けることを定めています。

計画等を策定する過程に市民が参画することで、地域の特性や市民の意見を計画等に反映することができ、また、市の施策の方向性を理解してもらうことによって、市民の自主的かつ主体的なまちづくりへの参加、協働の推進につながると考えるものです。

具体的には、パブリックコメント手続の実施のほか、審議会や説明会、ワークショップ等の開催、アンケートの実施等の様々な手法が考えられますが、対象となる計画等の内容や性質に応じて、有効な手法を組み合わせながら市民参画の機会を設けていくことが重要になります。

なお、第 8 条第 1 項の基本的な構想や計画以外であっても、計画等の内容や性質に応じて、市民参画の機会を適切に設けるように努めていきます。

第 11 条（担い手づくり）

（担い手づくり）

第 11 条 地域コミュニティ及び市は、まちづくりに関する学習、体験等

の機会を市民に提供し、地域コミュニティの担い手となる人材の育成に努めるものとする。

【趣旨】

本条では、地域コミュニティの担い手となる人材の育成について規定しています。

【解説】

地域コミュニティと市は、地域コミュニティの活動を支える市民に対して、まちづくりに関する学習や体験の場等を提供することで、地域コミュニティの担い手となる人材を育成することを定めています。

地域コミュニティでは、現在、活動への参加者の減少、構成員の固定化、リーダーとなる人材の不足等が課題となっており、こうした担い手不足は地域コミュニティの活力の低下につながり、活動を継続していくことが困難になります。

まちづくりの継続性を確保するためには、地域コミュニティと市が連携しながら、担い手の育成に取り組む必要があります。

第12条（拠点づくり）

（拠点づくり）

第12条 地域コミュニティ及び市は、市民相互の交流並びに地域コミュニティの活動及び連携等を行うための施設を整備し、又は場を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条では、市民相互の交流、地域コミュニティの活動及び連携等の拠点となる施設の整備並びに場の提供について規定しています。

【解説】

地域コミュニティと市は、市民相互の交流、地域コミュニティの活動や連携等を促進するため、必要となる施設の整備や場の提供に努めることを定めています。

地域コミュニティが活動するには、拠点となる施設や場所を確保することが必要であり、また、地域のつながりを強めていくには、多様な地域コミュニティが集まる場や、市民が自由に交流できる場をつくることが重要になります。

具体的な事例として、区等集会施設の整備、公共施設の使用、市民が交流するためのオープンスペースの設置、民間施設の借用等が挙げられます。

第13条（補助金の交付等による支援）

（補助金の交付等による支援）

第13条 市は、地域コミュニティによるまちづくり及び前条の規定による施設の整備又は場の提供に対し、補助金の交付その他の支援措置を適切に行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地域コミュニティによるまちづくり等に対し、補助金の交付その他の支援措置を行うことについて規定しています。

【解説】

地域コミュニティが行うまちづくりや施設の整備等に対して、市は、補助金の交付その他の支援措置を適切に行うように努めることを定めています。

地域コミュニティの公益的な活動等に対し、市が補助金を交付するなどの支援を行うものですが、地域コミュニティの自主性や自立性を妨げないように留意する必要があります。また、補助金の交付等の支援措置については、公正かつ適正な事務手続を確保する必要があるため、その方法や対象、内容については、個別の制度等により適切に決定することになります。

具体的な事例として、区等集会施設の建設等への補助、区等自治会や各種団体等の活動への補助、公共施設の使用料の減免等が挙げられます。

第14条（協働のまちづくりに関する提案等）

（協働のまちづくりに関する提案等）

第14条 地域コミュニティ及び市は、協働によるまちづくりに関する提案を相互に行うことができるものとする。

2 市は、前項に規定する提案を行うために必要な制度を整備し、提案の機会を充実させるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりに関する提案の実施並びに提案を行うための制度の整備及び提案の機会の充実について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、地域コミュニティと市は、協働によるまちづくりに関する提案を相互に行うことができることを定めています。

地域における様々な課題を解決するには、地域コミュニティと市が互いの特性を活かし、協働による事業等を具体的実施していくことが必要になります。そのために、地域コミュニティと市が、相互に協働による事業等の提案を行うものですが、特に地域コミュニティについては、その柔軟な発想やネットワーク、専門的な知識や経験等を活かした企画立案が期待されます。

<第2項関係>

第2項では、市は、協働によるまちづくりに関する提案を行うための制度を整備し、提案の機会を充実するように努めることを定めています。

市では、現在、協働によるまちづくりに関する事業を提案できる袖ヶ浦市協働事業提案制度を運用しています。この制度が、より利用しやすくなるように随時見直し、改善を図ることで、協働事業が定着するように努めていきます。

また、地域コミュニティと市の協働によるまちづくりは、同制度に限らず、以前から各施策分野で様々な取組が行われています。こうした地

域コミュニティから担当課等に直接提案し、実施している協働による事業等についても、提案機会の充実が図られるように努めるものとします。

第15条（地域まちづくり協議会）

（地域まちづくり協議会）

第15条 住民及び地縁団体は、自らの地域におけるまちづくりを推進するための組織（以下この条において「地域まちづくり協議会」という。）を設立することができる。

2 地域まちづくり協議会は、当該地域の市民及び地域コミュニティにより組織するものとする。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立、運営及び活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、地域まちづくり協議会の設立及び組織並びに地域まちづくり協議会に対する市の支援について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、地域まちづくり協議会の設立について定めています。

地域まちづくり協議会は、市民及び多様な地域コミュニティが連携して自らの地域のまちづくりを進めることを目的に、地域の住民や、住民が主体である地縁団体により設立されるものです。

地域まちづくり協議会については、多様な地域コミュニティが連携し、効率的かつ効果的に地域のまちづくりを進めるために一定の規模が必要であり、また、共通の地域性や住民同士のつながりを維持するため、地区自治連絡会や公民館等を設立の単位として想定しています。

<第2項関係>

第2項では、地域まちづくり協議会の組織について定めています。

地域まちづくり協議会は、地域の実情により、それぞれ構成員が異なる

ることが想定されますが、地域の住民と地縁団体のほか、その地域の市民や市民活動団体、事業者が構成員として自由に参加し、その特性を活かすことで、複雑化、多様化する市民のニーズに効率的かつ効果的に対応することが可能になります。

地域まちづくり協議会は、多様な地域コミュニティによる情報交換の場となり、連携したまちづくりの取組、役割分担の調整等の機能を持つものです。

<第3項関係>

第3項では、地域まちづくり協議会の設立や運営、活動に対する市の支援について定めています。

市は、地域まちづくり協議会の設立や運営、活動に対し、補助金等の交付や活動場所の提供、情報の提供、相談助言その他必要な協力を行うことで、地域におけるまちづくりを支援するものとします。

第16条（協働のまちづくり推進計画）

（協働のまちづくり推進計画）

第16条 市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画（以下この条及び次条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画の実施状況等について定期的に評価を行い、その結果を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例の実効性を確保するため、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進する計画の策定並びに当該計画の実施状況等の評価及び評価結果の公表について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、市は、この条例の実効性を確保するため、協働によるま

- (2) 地域コミュニティに属する者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議する袖ヶ浦市協働のまちづくり推進委員会の設置等について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

第1項では、市民参画の下で協働によるまちづくりを推進していくため、袖ヶ浦市協働のまちづくり推進委員会を設置することを定めています。

委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による市長の附属機関になります。

<第2項、第3項関係>

第2項及び第3項では、委員会の所掌事項等について定めています。

委員会は、市長の諮問を受けて、この条例の見直し、推進計画の策定及び実施状況等の評価を行うほか、協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項について、自主的に市長に意見や提言を行います。

<第4項関係>

第4項では、委員会の委員の構成について定めています。

委員会は、この条例の趣旨を踏まえ、多様なまちづくりの主体の意見を反映していくため、市民公募の方、地域コミュニティで活動している方、学識経験のある方などで構成します。

<第5項関係>

第5項では、委員の任期等について定めています。

第 18 条（推進本部）

（推進本部）

第 18 条 市長は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局の長からなる推進本部を設置する。

【趣旨】

本条は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局の長からなる推進本部の設置について規定しています。

【解説】

協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の関係部局の長からなる推進本部の設置について定めています。

推進本部では、推進計画の進捗管理、各部局における取組状況の検証、必要となる施策の検討、総合調整等を行うとともに、全庁的な共通認識を図るものとしします。

協働によるまちづくりは、各施策分野を横断して取り組む必要があるため、市長、副市長、教育長、各部局の長等で構成する推進本部を設けて推進していきます。

第 19 条（委任）

（委任）

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項については、市長が別に定めることについて規定しています。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合開発審議会	委員長	7,500		
専門委員会	委員	6,500		

」

を

「

総合開発審議会	委員長	7,500		
専門委員会	委員	6,500		
協働のまちづくり推進委員会	委員長	7,500		
	委員	6,500		

」

に改める。

【趣旨】

この条例の施行期日並びに袖ヶ浦市協働のまちづくり推進委員会の委員の報酬及び費用弁償について規定しています。

**袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり
条例解説（平成 29 年 10 月）**

袖ヶ浦市 市民健康部 市民活動支援課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1

TEL: 0438-62-3102（直通）

FAX: 0438-62-3877

E-mail: sode03@city.sodegaura.chiba.jp